

## 障害者自立支援医療（育成医療）の申請について

自立支援医療（育成医療）を受けるには受給者証が必要です。以下のことに注意して事前（手術等治療開始日以前）に申請し、受給者証および自己負担上限額管理票の交付を受けてください。

	申請に持参するもの	注意事項
1	<b>自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書</b> （様式第20（第10、11条関係））	記入例を参考に点線から上の枠内は、すべてご記入・押印下さい
2	<b>自立支援医療（育成医療）意見書</b> （様式第21）	担当医師が記入 事務担当者の確認印も忘れずに受けてください
3	受診者の <b>健康保険証</b>	社会保険は受診者本人のみ <b>国民健康保険の場合は世帯全員分</b>
4	・申請者の本人確認のため 「 <b>マイナンバーカード</b> 」または 「 <b>通知カード+写真つき身分証明書</b> 」 ・受診者及び受診者と同じ保険に加入している方の「 <b>マイナンバーカード</b> 」または 「 <b>通知カード</b> 」	申請者以外の方のマイナンバーカード、通知カードは写しでも結構です
5	<b>印鑑</b>	認印可
その他	前年1月2日以降に豊橋市へ転入された方のみ、前住所地の課税証明など市町村民税額が確認できる書類をご持参ください。 （申請時期が1月～6月は前々年分、7月～12月は前年分のもの）	
	過去1年間に高額療養費の給付を4回以上受けられている場合は、高額療養費の給付が確認できる書類（高額療養費の支給明細書・支払通知書など）をご持参ください。	

- 全ての書類がそろったら、豊橋市保健所こども保健課（ほいっぷ1階）に申請してください。
- やむを得ない場合に限り、意見書に記入された治療開始日から1か月以内に申請をしてください。
- 審査の結果、不承認となることがあります。

〔問合せ先〕

豊橋市保健所こども保健課

TEL(0532)39-9160 FAX(0532)38-0770